

## 結婚50年を祝い 平成18年度国東市金婚式開催

平成18年度に金婚式を迎えられたご夫婦をお祝いする「平成18年度国東市金婚式」が、3月30日(金)に安岐中央公民館、31日(土)にアストくにさきアストホールで開催されました。

今回は、合併後初めての開催で、安岐町ではこれまで金婚式が開催されていなかったため、今年結婚50年を迎えるご夫婦と50年を経過したご夫婦を合わせた362組と、国見・国東・武蔵町で結婚50年を迎えたご夫婦（該当者でまだ金婚式をしていないご夫婦を含める）を合わせ、該当組数が市全体で489組となったため、2会場での開催となりました。



▲代表して六組のご夫婦に、野田市長からお祝い状と記念品が贈られました

安岐中央公民館で行われた金婚式には、安岐町の約180組のご夫婦が出席。野田侃生市長から、代表のご夫婦にお祝い状と記念品が贈られました。

また、31日(土)には、アストくにさきアストホールで、国見・国東・武蔵町の金婚式を迎えるご夫婦約100組が出席して開催されました。



▲アトラクションとして西武蔵小学校の「子ども富永神楽」と武蔵ひよっこ民話会による「ひよっこ踊り」が披露されました

## 平成19年4月1日から児童手当制度が拡充されます

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図る観点から、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額を、第1子及び第2子について倍増し、出生順位にかかわらず一律1万円となりました。

なお、3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢及び所得制限限度額については、現行どおりです。

### 〈0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当〉

(現行)	(改正)
第1子、第2子 月額5千円	→ 月額1万円 (倍増)
第3子以降 月額1万円	→ 月額1万円 (現行どおり)



### 〈3歳以上(現行どおり)〉

第1子、第2子 月額5千円	〈施行日〉 平成19年4月1日
第3子以降 月額1万円	(拡充後の最初の支給月：平成19年6月)

※今回の改正では、受給者は、特段の手続を行う必要はありません。

なお、平成19年4月から3歳未満の児童手当等の額は一律月額1万円となりますが、3歳到達後の翌月からは、第1子及び第2子の手当額は5千円となります。

詳しくはお問い合わせください。 **問い合わせ** 国東市福祉事務所家庭福祉係 ☎0978-25164 内線153